

第2章

「政府」～循環経済・自然再興・炭素中立の統合に向けた取組～

2024年の世界の年平均気温は、観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われる状況です。我が国においても、2024年は史上最高の年平均気温を観測したことに加え、農産物の収量及び品質の低下、熱中症のリスク増加等、気候変動の影響が全国各地で現れています。現下の危機を克服し、循環共生型社会、「新たな成長」を実現していくためには、利用可能な最良の科学的知見に基づいて取組の十全性（スピードとスケール）の確保を図るとともに諸課題をカップリングして解決するための諸政策の統合・シナジー（相乗効果）を推進することが不可欠です。

このような状況認識も踏まえ、第六次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネット・ゼロ）等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、シナジーを発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていくため、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的に取り組んでいく必要があるとしています。

第2章では、国際的な動向を概観した後、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ、ネット・ゼロの同時達成に向けたそれぞれの取組を見ていきます。

第1節 国際的な動向

エネルギー危機、食料危機も相まって、世界は未曾有の複合的な危機に直面しています。国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が誓約した2030年までの目標達成に向け、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む「協働」の重要性がかつてなく高まっています。また、経済安全保障の観点からも、厳しい国際情勢を踏まえ、熾烈化する国際競争に対し、環境も踏まえて十全に対処する必要があります。天然資源の争奪を巡っては、世界全体の持続可能性の向上に向けた取組の強化が喫緊の課題です。

現下の国際情勢等も踏まえ、我が国としては「勝負の2030年」まであと5年であることや、ポストSDGsの議論をにらみつつ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示すなどして国際議論を主導していく必要があります。我が国のこれまでの公害問題への対策や、伝統的な自然共生やものを大切にする価値観は、持続可能な経済社会システムの構築に当たって有用で、地域循環共生圏の創造を始めとした環境課題と社会・経済的課題との同時解決を目指し、誰一人取り残さない、「ウェルビーイング／高い生活の質」の向上とパッケージとなった取組を実施するとともに、国際的に発信・展開していくことが重要です。

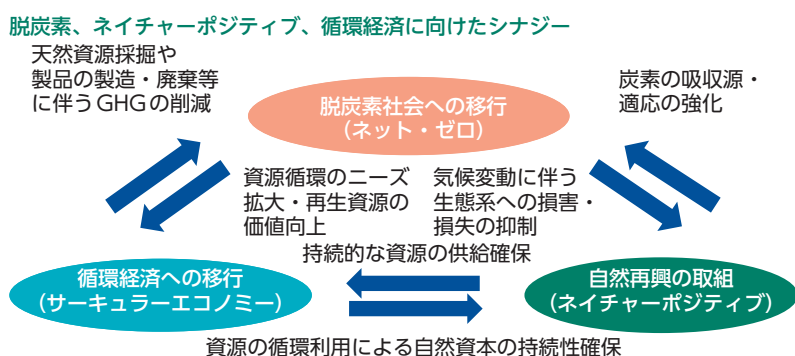
我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面しています。そして、これらの課題は相互に関わり合っており、統合的に対処し、相乗効果（シナジー）を活用することの重要性が注目されています。

例えば、国際資源パネル（IRP）が2024年に発行した「世界資源アウトルック2024」報告書では、資源の採取及び加工に関する経済システムが、気候変動、生物多様性の損失、汚染という主要な環境問題と密接に関係していることが示されました。資源効率性・循環性を高める取組が環境負荷削減策として統合的に貢献することが示唆されています。また、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が2024年12月に公表した「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」においても、生物多様性、気候変動、食料、健康、水資源の1つの要素のみを優先して他の要素を考慮せずに取り組むと、全体としてトレードオフ（相反作用）が発生することが示されました。国連においても、国連経済社会局（UNDESA）と国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、「パリ協定とSDGsのシナジー強化に関する国際会議」の開催等を通じて、世界の様々な課題に対処するため、気候とSDGsのシナジーを推進する取組を主導してきています。こうした取組には我が国からも複数の専門家が執筆者として参画するなど、課題解決のためのシナジーアプローチの推進に貢献しています。

我が国は、2024年3月に第6回国連環境総会（UNEA6）において「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」を提案し、採択されました（フィジー、カナダ、チリ、スイス、ノルウェー及びペルーも共同提案国）。本決議を踏まえ、各国や国際機関と連携し、シナジーを発揮させることの重要性を発信しつつ、各国において統合的な政策が推進されるよう国際連携を進めていくことが、地球環境課題の解決やSDGsの達成のために重要です。

2025年2月にタイ・バンコクで開催された「第12回持続可能な開発に関するアジア太平洋フォーラム（APFSD）」において、我が国は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、アジア開発銀行（ADB）と共にイベントを開催し、アジア太平洋地域におけるシナジーアプローチの好事例を幅広く収集し、ノウハウや提言等を取りまとめる「アジア太平洋シナジーレポート」の作成に向けた作業を開始しました。

今、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの世界的危機への対応に当たって、脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済等を統合的に実現する経済社会システムの構築が世界的に求められています。我が国としては、ポストSDGsの議論を視野に入れつつ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示すことなどにより、シナジーアプローチの推進を主導していきます。



資料：環境省

1 G20

2024年10月にブラジル・リオデジャネイロで開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合では、世界のGDP、人口、温室効果ガス排出量約80%を占めるG20諸国が、気候変動、生物多様性の損失、汚染等の危機に対処するため、G20による緊急行動の強化へのコミットメントを再確認するとともに、

議長国ブラジルが設定した4つの優先課題の相互関係を認識し、G20の共同行動の重要性を強調しました。また、1.5度目標達成に向けて気候変動対策を加速させるため、気候変動に対する世界的な資金動員のためのタスクフォース（TF-CLIMA）が、議長国ブラジルのイニシアティブにより設置されました。G20財務トラック及びシェルパトラックが共同して作業する場が設けられたのはこれが初めてであり、TF-CLIMAにおける議論の総括として、2024年10月にアメリカ・ワシントンD.C.でG20財務大臣、気候・環境大臣、外務大臣及び中央銀行総裁合同会合が開催されました。

さらに2024年11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいても、気候変動や生物多様性、循環経済、プラスチック汚染等についての取組の重要性を首脳間で共有しました。

2 国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）

2024年11月、アゼルバイジャン共和国・バクーにて、COP29が開催されました。COP29では、浅尾慶一郎環境大臣から1.5℃目標の実現に向けて世界の排出削減に積極的に貢献することを発信しました（写真2-1-1）。交渉では、気候資金に関する新規合同数値目標（NCQG）について「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の途上国支援目標が決定され、また、全てのアクターに対し、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため共に行動することを求める旨が決定されました。加えて、国際的に協力して温室効果ガスの排出削減などを実施するパリ協定第6条の詳細ルールが決定

写真2-1-1 浅尾慶一郎環境大臣による閣僚級セッションでのスピーチ



資料：環境省

され、完全運用化が実現されました。この機運の高まりを踏まえ、二国間クレジット制度（JCM）を活用したプロジェクトの拡大・加速や、「6条実施パートナーシップ」を通じた6条に基づく取組の世界各国への展開に一層強力に取り組むことで、世界全体の排出削減等に積極的に貢献していきます。

また、2023年に開催されたCOP28において実施された、パリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイク（GST）の中で、1.5℃目標達成のための全ての国による緊急的な行動の必要性が強調されました。2025年1月に米国はパリ協定からの脱退を表明しましたが、我が国としては2050年ネット・ゼロの実現に向けた取組を着実に進めるとともに、2050年ネット・ゼロの実現に向け順調な減少傾向にある我が国の温室効果ガス排出・吸収量の実績を世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気候変動対策の野心向上と実施に関する議論に積極的に貢献していきます。

3 生物多様性条約第16回締約国会議（CBD-COP16）

2024年10月、コロンビア共和国・カリにおいて、CBD-COP16が開催されました。この会議は、2030年に向けた生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）第2部において採択されて以来、初めての生物多様性条約締約国会議（CBD-COP）となりました。GBFでは、2050年ビジョンである“自然と共生する世界”の実現に向け、4つのゴールと2030年ミッションである“自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる”こと、いわゆるネイチャーポジティブの実現に向けた23のターゲットが設定されています。また、GBFの実

施には、社会全体の関与や、関連する環境危機への対策との連携が必要であるとされています。CBD-COP16では、GBFの実施状況を評価する仕組みについて具体的な進め方を決定すること等が期待されていました。

CBD-COP16には、CBD-COPとしては過去最多の1万3,000人超が参加しました。締約国以外にも、地方公共団体、研究機関、NGO、先住民グループ、民間企業等多数参加し、生物多様性に対する関心の高まりを表していました。CBD-COP16では、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民及び地域社会の生物多様性保全への参画を強化・確保するための常設補助機関の設置が決定されました。しかし、GBFの実施のための資源動員等の議題で議論が収束せず、会期末の翌朝まで議論が続けられたものの、定足数不足によりCBD-COP16は中断されました。これを受けて、2025年2月、イタリア・ローマにおいてCBD-COP16再開会合が開催されました。再開会合では、GBFの実施状況を評価する仕組みとして、使用が任意のものを含めて約200の指標が設定され、それら指標を用いて締約国が報告を行うこと、締約国からの報告や科学的なデータを活用してGBFの達成状況に関する地球規模のレビューをCBD-COP17及びCBD-COP19で行うこと等が決定されました。このほか、GBFの実施に必要な資金を動員するためのガイダンスである資源動員戦略フェーズII（2025-2030）が採択されるなど、残されていた全ての議題について決定が採択され、CBD-COP16は正式に閉幕しました。

コラム IPBESのネクサス（相互関係）及び社会変革アセスメント報告書

2024年12月、ナミビア共和国・ウイントフックでIPBES総会第11回会合（IPBES11）が開催されました。この会合においては、以下の2つのIPBESアセスメント報告書の政策決定者向け要約（SPM）が審議・承認されました。これらの報告書は、それぞれ日本を含む世界各国の専門家170名程度により、2021年から約3年間をかけて執筆されたものです。

「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価（ネクサス・アセスメント）」は、生物多様性、水、食料、健康、気候変動といったネクサス（相互関係）の各要素に関する危機の解決のため、対策の選択肢や、各選択肢に関して要素間のシナジー（相乗効果）とトレードオフ（相反作用）について明らかにすることを目的に実施されました。報告書は、各要素が相互に関連しており、それぞれの要素が危機の増大に直面していることを示した上で、要素ごとに別々に対応している現状の取組は、非効果的かつ非生産的であると指摘しています。その解決策として、複数の要素の危機に同時に対応することによりコベネフィット（相乗便益）が生じるような、「ネクサス・アプローチ（相互的アプローチ）」を提示しています。また、ネクサス・アプローチによる71の対応の選択肢について分析を行った結果、慎重に実施しなければ他の要素に非意図的な悪影響を及ぼす場合がある一方で、社会システム全体にわたり持続性を高める変化の機会を生み出し、要素間のシナジーを高めることができる場合があることなどが指摘されています。さらに、様々な主体が協力的、順応的、かつ衡平なかたちで対応に携わることで、更に大きな効果を得ることができるとしています。

「生物多様性の損失の根本的要因、変革の決定要因及び生物多様性2050ビジョン達成のためのオプションに関するテーマ別評価（社会変革アセスメント）」は、GBFにおいて掲げられている生物多様性2050年ビジョン「自然と共生する世界」やSDGsの達成等に寄与する社会変革を加速するため、対応の選択肢、決定要因、課題等を明らかにする目的で実施されました。SPMでは、「社会変革は急務であり困難であるが、可能である」とした上で、生物多様性の損失及び自然衰退に最も寄与するセクターにおける体系的な変革や、自然及び衡平性のための経済システムの変革、人間と自然との基本的な相互の結びつきを認識及び優先した社会的な見方及び価値観へのシフトなど、5つの主要な戦略を提案しています。また、社会変革の実現に向けては、個人を含め、すべての関係者やセクターが重要な役割を有するとして、すべての主体による参画を促しています。



GBFでは、ターゲットの一つとして、女性や若者（ユース）、先住民等の多様な主体による政策決定への参画が盛り込まれています。

環境省では、CBD-COP10の開催に併せ、「生物多様性国際ユース会議 in 愛知 2010」を開催するなど、これまでも次世代を担うユースの参画を支援してきました。また、この会議を契機として、国際的なユース組織である「生物多様性グローバルユースネットワーク（GYBN）」が設立されました。GYBNの設立以来、環境省は、生物多様性日本基金を通じて国際的なユースの活動支援を継続して実施してきており、女性や先住民等を含むユースの参画が、様々な条約、国際会議、そして世界各地でも活発化しています。

こうしたユースの活動を更に支援し、国際的な生物多様性に関する意思決定への参画やGBFの実施への貢献を促すことを目的に、2024年8月、「生物多様性国際ユース会議 横浜 2024」が神奈川県横浜市内で開催されました。この会議は、生物多様性に関する国際ユース会議としては、前回の愛知での会合から実に14年ぶりの開催となります。会議はGYBNが主催し、横浜市、生物多様性条約事務局及び環境省が共催したほか、公益財団法人 イオン環境財団、2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）、ソフトバンク等が開催を支援しました。会議には、我が国を含む世界各地の83か国から計126名のユースが参加し、生物多様性に関するそれぞれの経験を共有するとともに、行動計画の検討等の活発な議論が行われました。また、エクスカースションやイベント等の交流の場を通じて、国や地域の垣根を越えたユース同士の積極的なネットワーキングも行われました。会議の成果は「社会変革のための横浜ユースロードマップ」として取りまとめられ、その成果は、昨年開催されたCBD-COP16の場でも発表されました。今後、GYBNを始めとしたユース団体がロードマップを基に、生物多様性に関する意思決定に対し一層積極的に参画することが期待されます。また、ユース等の多様な主体が生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献していくことができるよう、環境省としても引き続き支援や取組を続けていきます。

ユース会議の様子



資料：環境省

ユース会議での集合写真



資料：環境省

4 国連ハイレベル政治フォーラム 2024（HLPF2024）

2024年7月、アメリカ合衆国・ニューヨークの国連本部において持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合が「2030アジェンダの強化と、複数の危機の時代における貧困の撲滅：持続可能で強靱かつ革新的な解決策の効果的な提供」をテーマに開催されました。

HLPFは、2015年9月、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施状況を世界的にレビューする場と位置付けられており、毎年、SDGsの17のゴールから複数の分野を選んで実施状況のフォローアップが行われています。HLPF2024では、SDG1（貧困）、SDG2（飢餓）、SDG13（気候変動）、SDG16（平和）、SDG17（実施手段）についてレビューされ、

HLPF 及び 2024 年の国連経済社会理事会ハイレベル・セグメントにおいて閣僚宣言が採択されました。閣僚宣言では、「我々は、国家の気候及び開発政策・行動の効果的な実施に向けたシナジーを強化し、世界の気候目標の達成と 2030 アジェンダの実現に貢献することを約束する」こと等が盛り込まれました。

環境省からは、滝沢求環境副大臣（当時）が開会式及びスペシャルイベント「気候とSDGsのシナジーを通じて、私たちが望む未来への野心のギャップを埋める」に出席し、UNEA6において日本から提案し採択された「シナジー促進のための決議」を紹介するとともに、シナジーの強化の取組を引き続き推進していく意思を明確にし、アジア太平洋地域各国のシナジーの事例に関するレポートの作成を進める考えを表明しました。また同イベントでは、「気候変動とSDGsのシナジーに関する第2次グローバル・レポート」が公表され、世界的課題解決に向けたシナジーアプローチの重要性が強調されました。

第2節 循環経済（サーキュラーエコノミー）

総説第1章で記載したとおり、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが重要です（図2-2-1）。

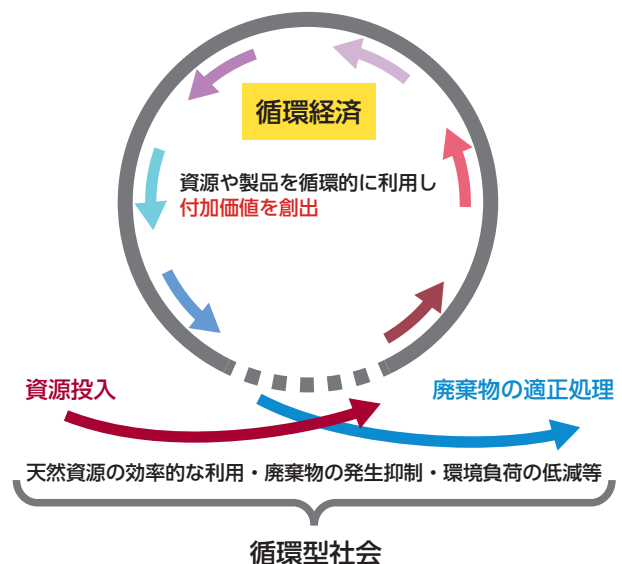
国際的な議論では、循環経済は、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされています。この経済システムでは、例えば、環境配慮設計や修理等により製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等が促進され、資源が可能な限り効率的かつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少します。その結果として、資源の採掘、運搬、加工から製品の製造、廃棄、リサイクルに至るライフサイクル全体での環境負荷低減や、世界的な資源需要の増加への対策にもつながります。

資源循環を促進することで、ライフサイクル全体での温室効果ガスの低減につながり、ネット・ゼロに資するだけでなく、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に資するなど、経済・社会・政治・技術の全てにおける横断的な社会変革を実現する上ではネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ相互の連携が重要となります。

気候変動、生物多様性の損失、汚染という主要な環境問題に加え、欧州等での製品への再生材使用の義務化の動き、少子高齢化に伴う地域経済の縮小は、我が国にとって大きな課題です。これに対し、循環経済への移行を進めることで、輸入した鉱物・食料等の資源の循環利用等を通じた資源確保による経済安全保障の強化、環境配慮設計の推進並びに再生材の質と量の確保及び利用拡大等による企業の国際的な産業競争力の強化や、循環資源等を活用した製品等の製造と廃棄物等の再資源化を通じた地場産業の振興等による地方創生、市民のライフスタイルの転換による質の高い暮らしに貢献できます。

そのため、循環経済への移行等に向けて関係者が一丸となって取組を進めるべく、循環型社会の形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として第五次循環型社会形成推進基本計画を2024年8月に策定するとともに、2024年末に循環経済に関する関係閣僚会議で「循環経済（サーキュラーエ

図2-2-1 循環経済への移行



資料：環境省

コノミー) への移行加速化パッケージ」を取りまとめ、これに基づく取組を進めます。

事例



地域特性を活かした循環資源や再生可能資源の活用

地域における循環経済の移行を促し、地方創生を実現するための取組として、地域の資源循環や再生可能資源を活用することで新たな付加価値や雇用の創出や地域の経済社会の活性化に資する取組を促進しており、ここではその事例を紹介します。市民、自治体、地域の製造業・小売業や廃棄物処理・リサイクル業といった企業等の各主体が連携し、各地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を循環させる取組を創り出し、これが自立して拡大していくことで、雇用の創出や地場産業の振興等により地域経済が活性化し、魅力ある地域づくりや地方創生につながります。

【リサイクルの町から、世界の未来を作る町へ（鹿児島県大崎町）】

大崎町（おおさきちょう）には、もともと焼却処理場がなく、出たごみは全て埋立処分場で最終処分されてきました。焼却炉の新設には毎年莫大な費用がかかり、埋立処分場の建設については周辺住民の理解を得るのが難しかったため、大崎町はごみ減量化による既存埋立処分場の延命化を選択しました。ごみ分別を徹底し、量やコスト、分別手法等を考慮し、品目数を徐々に増やし、令和5年度から新たに「紙おむつ」も加わって、現在では28品目の分別・回収が実施されています。平成18年度からの連続12年間を含む、計16回の資源リサイクル率日本一を達成し、令和5年度実績でリサイクル率は83.0%にのびりました。大崎リサイクルシステムのメリットとしては、ごみの分別やリサイクルによる1人あたりごみ処理経費の削減、資源ごみ売却による売却益金の発生、リサイクルセンターにおける雇用の増加等が挙げられ、ごみの約59%を占める生ごみ・草木等を全量堆肥化し、その堆肥を農地に還元することで有機農業の推進にもつながっています。

未来の大崎町ビジョンマップ



資料：大崎町

【「環境保全政策」と「産業振興」の統合（福岡県北九州市）】

古くから交通の要所・石炭の集散地・鉄鋼のまちとして栄えた北九州市では、高度経済成長により発生した公害の克服に向け、行政と企業が良好な関係を築きつつ、産学官民が一丸となって取り組んできました。公害問題の克服の経験を活かし、循環型社会の先進的な取組を推進しており、日本最大級の「北九州エコタウン事業」として、多くのリサイクル企業が集積（2025年3月時点で25社）し、約1000名の雇用も創出しています。また、2022年には「北九州循環経済ビジョン推進協議会」を設立するとともに、市と企業が連携して、PVパネルや車載用蓄電池、食品資源等のリサイクルシステムを構築するなど、製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業との連携（いわゆる動静脈連携）による「サーキュラーエコノミーモデル」を推進しています。さらに、公益社団法人福岡県産業資源循環協会北九州支部とも連携しながら産業廃棄物処理業者等の脱炭素経営を促進し、地域全体で脱炭素型資源循環の推進に取り組んでいます。

北九州市における多様なリサイクル

エコタウン事業を通じた環境産業集積



新たな社会課題に対応したリサイクルシステムの構築



資料：北九州市

1 第五次循環型社会形成推進基本計画

（1）資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業との連携はますます重要性を増しています。この事業者間の連携（いわゆる動静脈連携）により、日本が長年にわたり培ってきた高い技術力を最大限に活用することで市場に新たな価値を創出することが可能となります。

製造業・小売業等の企業と廃棄物処理・リサイクル業等の企業が連携・協力し、求められる品質や量の再生材を確実に供給できる体制を整えることが重要です。

そのためには、再生材の利用拡大と安定供給、環境配慮設計や再生材利用率の向上、使用済製品等の解体・破砕・選別等のリサイクルの高度化等を推進するとともに、各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めることで、素材・製品ごとの中長期的な政策の方向性に基づいて、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進します。

（2）多種多様な地域の循環システムと地方創生の実現

地方公共団体は、地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネ

ネーター役として、地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築することが求められています。各資源に応じた最適な規模で地域の資源を効率的に循環させるシステムを構築してリユース・リサイクル・リペア・メンテナンス・シェアリング・サブスクリプション等を推進します。

これらの取組を通じて、地域の循環資源や再生可能資源を活用し、それらを再生材として新たな製品等の原料としたり、肥飼料の原料としたりすることで地域に新たな付加価値や雇用を創出して地域経済を活性化させるとともに、廃棄物として処理する量を減らすことで歳出削減にも貢献することが期待されます。

また、地域において、リユース品や修理サービス、各地域での資源循環の取組により生産された循環資源や再生可能資源を用いた製品等について、環境価値に関する表示等を伴った多様な選択肢の提供を推進し、これにより、消費者がその意識を高め実際の行動に移していけるようライフスタイルの転換を促進し、質の高い暮らしを実現していくことが目指されます。

(3) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

欧州に端を発した循環経済への移行の流れが世界的な潮流になりつつある一方で、天然資源や域内で発生した使用済製品（資源）を域外に出さないようにする、いわゆる“資源の囲い込み”の動きが一部の国や地域で顕在化しています。こうした政策は、国際市場における日本企業の競争力のみならず、日本市場や資源調達、貿易にも影響を及ぼす可能性があり、天然資源を輸入に頼る我が国において、資源の効率的・循環的な利用を促進し循環経済への移行を進めるためには、資源循環に関する国際的なルール形成をリードして国際的な資源循環を進めることが不可欠です。

我が国が3Rを含む循環経済・資源効率性の施策や資源循環に関する国際合意、再資源化可能な廃棄物等の適正な輸出入、プラスチック汚染対策に関する議論及び国際的な資源循環に関する議論をリードするとともに、国際機関や民間企業等と連携して国際的なルール形成をリードすることで、国内外一体的な資源循環施策を促進します。また、日ASEANのパートナーシップやG7で合意された重要鉱物等の国内及び国際的な回収・リサイクルの強化等に基づき、国際的な資源循環体制を構築することが重要です。さらに、我が国の優れた制度・人材育成・システム・技術等をパッケージとしてASEANを始めとする途上国等へ海外展開することで、適正な廃棄物管理及び資源循環の強化を図ります。これらの取組は、環境汚染等の低減に貢献し、世界の資源制約を緩和するものです。

2 再資源化事業の高度化

循環経済への移行は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要があります。また、欧州を中心に、世界では再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても、再生材の質と量の確保を通じて資源循環による産業競争力を強化することが重要です。

こうした背景を踏まえ、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が2024年5月に第213回国会で成立し、同月に公布されました。再資源化事業等高度化法は、脱炭素化と再生材の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するために、基本方針の策定、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項の策定、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずることとしています。これらの施策のうち、基本方針、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項等の一部の規定については、2025年2月に施行されました。

今後、再資源化事業等高度化法の施策により、先進的な資源循環の取組を行う廃棄物処分業者を後押ししていくとともに、事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、産業全体での再資源化の取組を促進していきます。

3 プラスチック資源循環の促進

第2章

(1) プラスチック資源循環法の施行状況について

2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」は、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R + Renewableの原則にのっとり、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じています。2025年3月時点までに、市区町村による再商品化計画は31件の認定を行ったほか、製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画について5件、及び排出事業者による再資源化事業計画について計6件の認定を行いました。

(2) 海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定について

我が国は2019年のG20大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、2023年のG7広島サミットにおいてプラスチック汚染対策に関する野心へのコミットメントを主導するなどプラスチック汚染対策に積極的に取り組んできました。こうした中、2022年2月から3月に開催された国連環境総会において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）を立ち上げる決議が採択されました。同決議が2024年末までに作業を完了する野心を持って2022年後半からINCを開始することを求めたことを受けて、2022年5月から6月のセネガルにおける公開作業部会を経て、2022年11月から12月にウルグアイにおいて第1回政府間交渉委員会が開催され、正式に条約交渉が開始されました。その後、条約の要素等について議論を行った2023年5月から6月のフランスにおける第2回会合、条約の素案（ゼロドラフト）等について議論を行った2023年11月のケニアにおける第3回会合、条文案の改定版を基に交渉等を行った2024年4月のカナダにおける第4回会合を経て、2024年11月から12月に第5回会合が韓国において開催されました。交渉開始当初に予定されていた最後の交渉会合であった第5回会合では、各条文案に関する議論が進展し、それを踏まえて議長から新たな条文案が提示されるなど一定の進展がありましたが、プラスチックの生産、特定のプラスチック製品や化学物質等の規制、条約実施のための資金協力等では引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至りませんでした。そのため、条文案全体が引き続き交渉対象であることを確認しつつ、再開会合において引き続き交渉することが決定されました。その後、再開会合は2025年8月にスイスにおいて開催されることとなりました。プラスチックの大量消費国・排出国を含む多くの国が参画する実効的かつ進歩的な条約を目指し、早期の交渉妥結に向け、引き続き積極的に議論に貢献していきます。

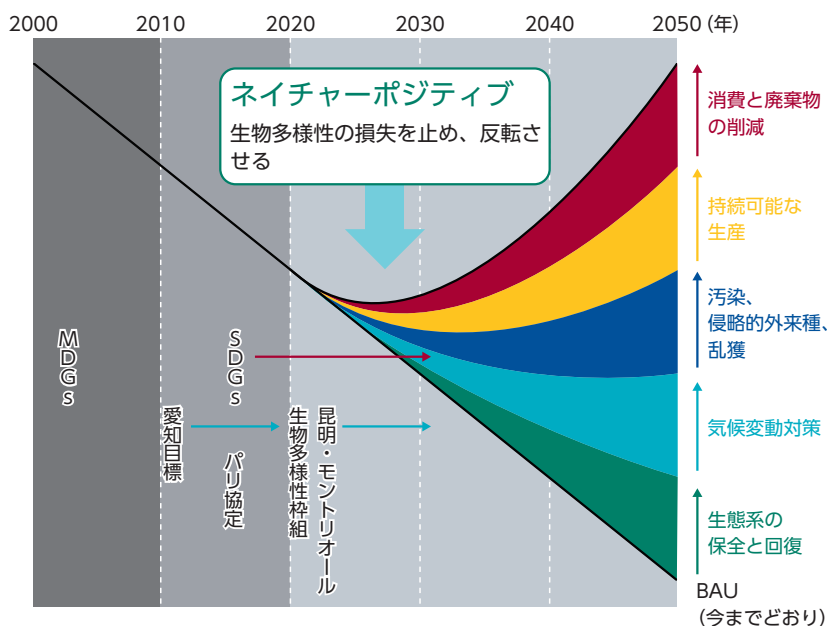
第3節 自然再興（ネイチャーポジティブ）

1 ネイチャーポジティブに向けた日本の今

「ネイチャーポジティブ：自然再興」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことです（図2-3-1）。これは、いわゆる従来の自然保護だけを行うものではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、愛知目標を始めとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一步前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意が込められています。「ネイチャーポジティブ」という言葉は、2021年にイギリスで開催されたG7コーンウォール・サミットの首脳コミュニケの附属文書である「G7・2030年自然協約」において用いられ

たことから、国際的にも認知され始めました。なお、2022年12月にCBD-COP15で採択されたGBFの2030年ミッションにも、この考え方が反映されています。

図2-3-1 ネイチャーポジティブの概念図

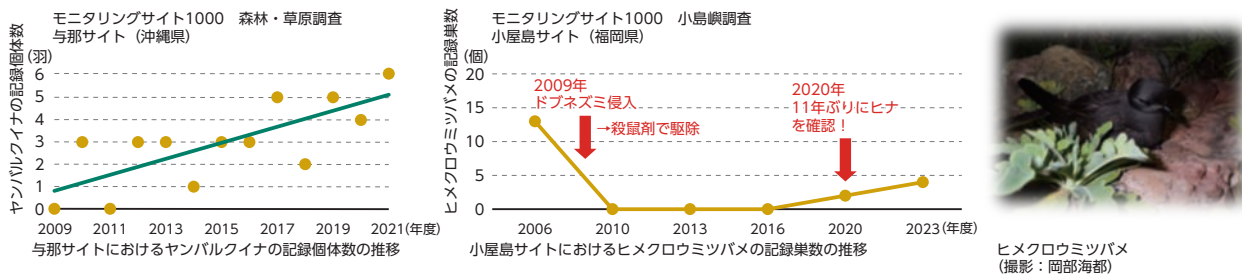


資料：「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」より環境省作成

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」によれば、我が国の生物多様性は、過去50年間損失し続けています。劣化しつつある生物多様性を改善していくために、生物多様性国家戦略2023-2030では2030年ネイチャーポジティブ実現を掲げ、各種取組を推進することとしています。例えば、次節で取り上げる30by30目標に向けた取組もその一つです。

国全体での生物多様性保全の取組と並んで、地域でも多様な主体により様々な取組が行われています。奄美大島では、関係者が一丸となって特定外来生物であるマングースの防除に長年取り組んだ結果、同種の根絶に至り、在来種がより多く観察されるようになりました。他の地域でも、外来種の防除活動等の成果により、沖縄県やんばるの森のヤンバルクイナ、福岡県小屋島のヒメクロウミツバメ、埼玉県天覧山・多峯主山周辺のヤマアカガエルなど、危機に陥っていた生き物が回復している状況も捉えられています（図2-3-2）。世界全体、国内全体でのネイチャーポジティブの実現に向けては、このような生物多様性の保全に資する取組が各地域で進められることが不可欠です。

図2-3-2 生き物の回復の状況



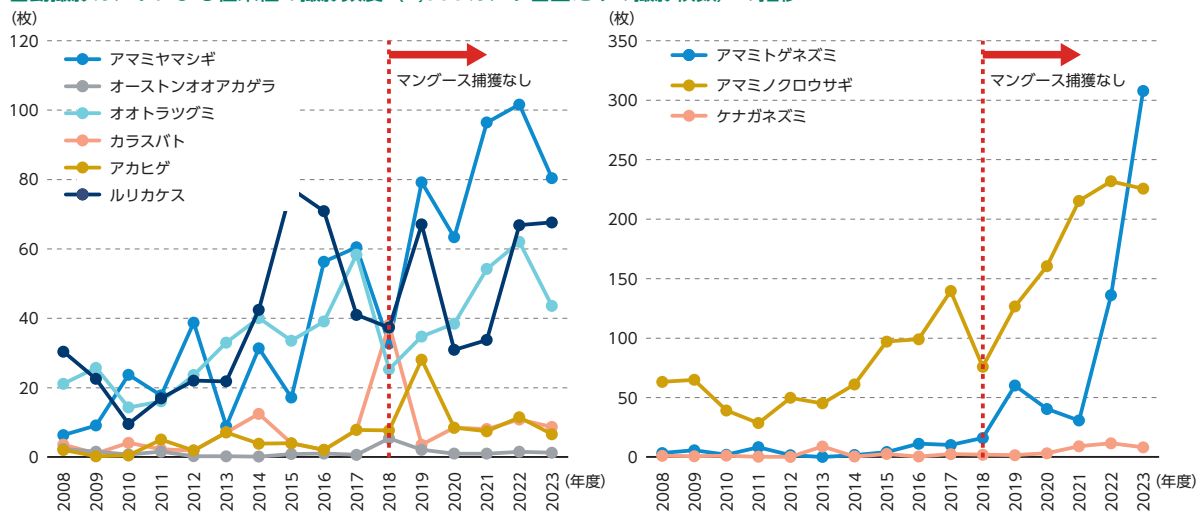
資料：環境省



奄美大島では、1979年にハブ対策としてフィリマングース（以下「マングース」という。）が持ち込まれ、2000年には推定1万頭以上まで増加しました。マングースの増加に伴い、マングースの分布地域では在来種の大規模な減少が見られ、またマングースによる農業被害も発生しました。このため、2000年から本格的な防除事業を開始し、2005年からは根絶達成を目的として専門家集団「奄美マングースバスターズ」を結成して計画的な防除を推進しています。その結果、2018年5月以降マングースは捕獲されておらず、2024年9月に奄美大島における特定外来生物マングースの根絶を宣言しました。

本事例は、長期間定着したマングースを計画的な防除によって根絶した事例としては世界最大規模であり、マングースの根絶に伴い多数の在来種において生息状況の回復が確認されました。また、マングースによる農業被害は消失し、野生生物観光と農業の盛んな同島の社会経済への好影響が期待されます。

自動撮影カメラによる在来種の撮影頻度（1,000カメラ日当たりの撮影枚数）の推移



マングース（左）と固有種のアマミトゲネズミ（右）



資料：環境省

エコツーリズムは、自然環境の保護と利用の好循環の形成や、豊かで活力ある地域づくりの推進に資する取組の一つです。エコツーリズム大賞は、自然環境や歴史文化の保全、自然体験等に関連した観光に取り組む団体又は個人を幅広く表彰しており、第20回となる今回は2024年2月に大賞1点、優秀賞2点、特別賞6点、パートナーシップ賞2点の表彰式を行い、受賞者へ小林史明環境副大臣から表彰状、一般社団法人日本エコツーリズム協会水谷初子事務局長から副賞が授与されました。

今回、大賞を受賞された「支笏ガイドハウス かのあ」は、北海道、支笏洞爺国立公園内の支笏湖をフィールドに、美しい自然環境を水上から体感できる様々なカヌーツアーを提供し、4歳から94歳までの幅広い年齢層、病気や障害を抱える方を積極的にツアーに受け入れていることに加え、清掃活動やフィールドパトロールの実施、環境保全金制度の創設など多岐にわたる環境保全活動を、地域の多様な主体と連携して実施されている点が、高く評価されました。

独自の形状のカヌーを使用するなど、参加者同士のコミュニケーションや自然に対する理解、学びを促す工夫も行っており、当該地域におけるエコツーリズムによる「まちづくり」の牽引役として今後が期待されます。

エコツーリズム大賞表彰式



資料：環境省

カヌーツアー



資料：支笏ガイドハウス かのあ

2 30by30目標

2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30目標」は、ネイチャーポジティブ実現のための鍵となる目標の一つです。

この30by30目標は、GBFのターゲット3に位置付けられており、「2020年までに少なくとも陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全すること」を目指した愛知目標「個別目標11」の後継となる目標です。

我が国では、2024年8月時点で、陸地の約20.8%、海洋の約13.3%が国立公園等の保護地域及びOECM（Other Effective area-based Conservation Measures、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）に指定等されており、目標の達成に向けては、保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、OECMの設定・管理を進めることが不可欠です。

目標設定の背景としては、以下の科学的知見があったことが挙げられます。

例えば、国際的な科学的知見の例として、世界の陸棲哺乳類種の多くを守るためには、既存の保護地域を総土地面積の33.8%にまで拡大することが必要であるという指摘があります。また、世界中で両生類・鳥類・哺乳類等を保全しようとした場合に、世界の陸地の26～28%の割合を保全すべきとの研

究報告もあります。海洋についても、例えば既往の144の研究をレビューした結果、その過半数は海洋の3割以上を保護すべきとし、平均すると世界の海洋の37%は保護されることが必要であるとされています。

国内での科学的知見においても、陸域に関して、今後、保護地域を30%まで効果的に拡大すると、生物の絶滅リスクが3割減少する見込みがあるとする研究報告があります。

(1) 保護地域の拡張及び管理の充実

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の約15.2%を占めています。「30by30ロードマップ」を踏まえた「国立・国定公園総点検事業フォローアップ」により、国立・国定公園の新規指定・拡張候補地に選定された14か所の地域において調整が進められてきました。これらの候補地のうち、2024年度においては、日高山脈襟裳十勝国立公園が35か所目の国立公園として新たに指定されました（写真2-3-1）。また、阿蘇周辺の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張が行われました。拡張等がまだ行われていない地域において、引き続き調整を図っていきます。

また、保護地域の拡張に加え管理の質の向上も重要であり、国立公園においては、地域の関係者が望ましい保全・利用の目標、ビジョンを共有し、関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施する協働型管理運営を推進しています。この取組の一環として地域の関係者と丁寧な合意形成を図った上で入域料を収受施設の維持管理に充てたり、ツアー料金等の一部を自然環境の保全に充てたりする利用者負担の取組を進めています。2024年2月時点では、国立公園における入域料の事例は16件であり、それ以外の利用者負担の仕組みの件数は34件となっています。

2024年に瀬戸内海、雲仙天草、霧島錦江湾、阿寒摩周、大雪山、中部山岳、日光、阿蘇くじゅうの8つの国立公園が指定90周年を迎えました

（写真2-3-2）。地域の宝である国立公園の自然、その自然と共に生きてきた人々の歴史、文化、ストーリーを見つめなおし、次の世代、次の100年に引き継いでいく必要があります。このため、国立公園制度100周年を迎える2031年までに全ての国立公園において聞き書き集「国立公園ものがたり」を制作することとしており、2024年は釧路湿原、大雪山、西海、雲仙天草の4つの国立公園で制作しました。

長距離自然歩道の第一号である東海自然歩道が2024年7月に開通50周年を迎えたことを記念して、同月に沿線自治体や関係者を対象に記念式典を開催するとともに、環境省から「東海自然歩道の活性化の方向性」を公表しました。みちのく潮風トレイルは、東日本大震災からの復興に向けた「三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト」の取組の一つとして、青森県八戸市から福島県相馬市までの4県29市町村にまたがり設定された長距離自然歩道です。2024年度は全線開通から5周年の節目

写真2-3-1 七つ沼カールと幌尻岳（日高山脈襟裳十勝国立公園）



資料：環境省

写真2-3-2 日光国立公園指定90周年記念フォーラムに参加する五十嵐清環境大臣政務官



資料：環境省

であり、記念式典やウォーキングイベント等を開催し、関係者との連携強化や、同トレイルの更なる盛り上げを図りました。北海道東トレイルは、知床、阿寒摩周、釧路湿原の3つの国立公園を結ぶロングトレイルで、国立公園満喫プロジェクトの一環として地域の関係者と協働で検討し、2024年10月に全線開通しました。

コラム オフィシャルパートナーの活動事例

近年拡大している国立公園オフィシャルパートナー企業等によるネイチャーポジティブにつながる取組として、特定非営利活動法人Nature Serviceの取組を紹介します。

○国立公園の認知拡大に向けたPodcast番組

2024年7月より全国の国立公園の魅力を発信するPodcast番組「Sunny Spot」の配信を開始しました。本番組は、各国立公園で実際に働く環境省職員の生の声をお届けすることを特徴とし、毎月1公園、約3年掛けて35公園を順次紹介していく予定です。

各番組では、雄大な自然景観や希少な動植物、地域固有の文化や歴史等、国立公園の多様な魅力を深掘りしています。現地職員ならではの視点や、ガイドブックには載らないような穴場スポットの情報などを盛り込むことで、リスナーが実際に訪れたくなるような臨場感あふれる内容を目指しています。

番組を通して、従来の広報活動では届きにくかった層、特に若い世代や多忙なビジネスパーソンへの情報発信を強化します。「ながら聴き」に適したPodcastの特性を活かし、通勤時間や家事の合間など、様々なシーンで国立公園に触れてもらう機会を創出します。

配信プラットフォームは、Apple Podcast、Spotify、Amazon Music等を網羅し、より多くのリスナーにアプローチできるよう工夫しています。また、SNS等での積極的な情報発信を通して、番組の認知度向上も図っています。

本番組は、環境保全や地域活性化といった社会的課題にも貢献することを目指しています。国立公園の魅力を発信することで、自然環境や生物多様性の保全への関心を高め、地域への観光客誘致を促進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

Podcast番組 Sunny Spot



Sunny Spot by Nature Service Radio



資料：特定非営利活動法人Nature Service

(2) OECMの設定・管理の取組

国立公園等の保護地域以外の場所で、生物多様性の保全に貢献している地域を指すOECMは、2010年に日本で開催されたCBD-COP10で採択された愛知目標において盛り込まれた考え方です。里地里山など慣習や生業によって結果として生物多様性が守られている場所も、地球の生態系を守るための場所としてきちんとカウントしていくことができる仕組みとして国際的に注目され、「名古屋のギフト」と言われることもあります。

表2-3-1 身近に見られる生き物の記録個体数の変化率

種名	記録個体数の変化率 (2008-2022；1年当たり)
スズメ	-3.6%
ヒバリ	-1.9%
イチモンジセセリ	-6.9%
ノウサギ	-4.7%

資料：環境省

日本においても、「モニタリングサイト1000」の過去20年にわたる調査結果により、スズメやヒバリ、イチモンジセセリやノウサギ等の身近に見られる生き物の減少傾向が確認されており、保護地域以外の身近な自然環境を保全することが必要だとされています（表2-3-1）。

我が国においては、OECMの設定・管理に関する取組として、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度から開始しています（図2-3-3）。例えば、企業の水源の森や都市の緑地、ナショナルトラストやバードサンクチュアリ、里地里山、里海における藻場、干潟など、企業、団体・個人、地方公共団体が所有又は活動する多様な場所が対象になります。これまで合計4回にわたって認定を行い、2025年3月末時点で合計328か所、9.3万haを認定しました（写真2-3-3、写真2-3-4、写真2-3-5、写真2-3-6）。申請者の半数以上が民間企業であり、特にビジネス界を中心に高い関心が寄せられています。なお、2023年度に認定された184か所については、保護地域との重複を除き、2024年8月に我が国のOECM第1弾として、OECM国際データベースに登録しました。

自然共生サイトに認定されている沿岸域は、わずか10件程度と少なく、現状では陸域中心となっています。そのため、全国各地で実施されている里海づくり等を通じて、更なる海域生物多様性保全の取組が求められています。また、海域環境については、高度経済成長期に著しく汚染が進み、排水規制等の取組により現在、水質は一定程度改善したものの、豊かな海の実現には至っていません。その観点でも、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を目指す地域の取組を支援し、自然共生サイトへの登録も見据えた好事例を創出する「令和の里海づくり」モデル事業等に取り組んでいます。

現在、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっています。現に、自然共生サイト認定制度に対して、想定を超える多くの申請をいただくなど、我が国においても企業を中心に生物多様性の保全に向けて多くの関心が寄せられており、これまでにない大きなチャンスが到来していると感じています。この勢いを更に加速するためにも、認定制度の安定性・継続性を確保することが必要です。また、自然共生サイトは、既に生物多様性が豊かな場所を対象としています。ネイチャーポジティブの実現に向けては、生物多様性の回復や創出を図ることも同様に必要です。

このような背景を踏まえ、企業等の活動を更に促進するため、自然共生サイト認定制度を法制化した、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）」が第213回国会において成立し、2025年4月に施行されました。本法律は、民間等による自主的な活動を更に促進するため、生物多様性が豊かな場所における活動に加え、管理放棄地等において生態系を回復又は創出する活動も認定対象としています。認定された活動の実施区域を、「自然共生サイト」と呼び、生物多様性が豊かな場所については、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録することとし、2023年度から開始した自然共生サイトの運用を踏襲しています。なお、生態系の回復・創出を行っている場については、活動の結果として生物多様性が豊かになったことが認められた後で、OECMとして国際データベースに登録されます。

里地里山や身近な自然等は生物多様性の保全上重要な場所ですが、規制を伴う保護地域制度でカバーすることは困難でした。自然共生サイトは、里地里山を始め、従来の手法では保全の機運の醸成が難しかった場所を含め、国土全体における多種多様な場の保全を進めることができる画期的な制度です。今般、この自然共生サイト認定制度が法制化されたことによって、今後より一層、全国各地の多様な自然環境において、企業含む多様なプレイヤーによる活動が促進され、保護地域との連結性も相まって、各地域の生物多様性の保全が進むことが期待されます。そして、企業等による優れた活動を国が認定することを通じて、その価値や信頼性を客観的に担保し、社会・経済の両面で適切な評価がなされることが期待されます。

図 2-3-3 自然共生サイト認定
ロゴマーク

資料：環境省

写真 2-3-3 自然共生サイト認定証（柞の森（クヌギ
植林地））

資料：ノトハハン

写真 2-3-4 軽井沢ゴルフ倶楽部（申請者：大成建設）



資料：大成建設

写真 2-3-5 花王 川崎工場



資料：花王 川崎工場

写真 2-3-6 自然共生サイトでの活動（叶 匠壽庵 寿
長生の郷）

資料：叶 匠壽庵

さらに、より多くの民間資金や人的資源が自然共生サイトにおける活動の質の維持・向上に活用されるよう、2022年度から「支援証明書」制度の検討を行っています。支援証明書は、企業等へのインセンティブとなるよう TNFD や IR 等の投資家向け情報開示等への活用も念頭に検討し、令和6年度は制度の試行運用を行って支援証明書（試行版）を発行しました。

30by30 目標の達成には、自然共生サイトの取組に代表されるように、企業、自治体、地域の活動団

体等あらゆる主体との連携が不可欠です。これらの取組を通じ、ネイチャーポジティブの実現のためにも必要な社会変革を目指していきます。

コラム



自然共生サイトにおいて気候変動対策とのシナジーを発揮しているNbSの事例

NbS（自然を活用した解決策）とは、健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組です。例えば、森林を健全に管理・保全することで、森林の持つ水源涵養機能が洪水の緩和に寄与するだけでなく、CO₂の吸収にもつながります。こうした自然由来の緩和ポテンシャルは、パリ協定の2℃目標の達成のために2030年までに必要な二酸化炭素緩和策の約3分の1に該当し、費用対効果が高いことが指摘されています。生物多様性損失の5大要因のうち3番目に大きな要因が気候変動と言われており、気候変動対策による生物多様性への恩恵も期待されます。その一方で、気候変動対策が結果として生物多様性の損失を引き起こしてしまう、いわゆるトレードオフも懸念されています。NbSはこうした気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフを最小限にしつつシナジーを強化し、両課題を統合的に解決するキーワードとして期待されます。

健全な生態系が保全されている自然共生サイトの中には、生態系の有する機能を効果的に活用したNbSの事例が多く見られます。例えば、2023年度に自然共生サイトとして認定された「山川の海のゆりかご」では、山川町漁協組合が中心となって、ワカメやアマモ場造成などに長年取り組むとともに、単年性アマモの再生のために、食害対策ネットの設置や藻場のウニ駆除・モニタリング、海洋ゴミの清掃等の活動を行っています。本サイトでは漁業資源を始めとする生物多様性保全に貢献するだけでなく、アマモ場における炭素固定を通して気候変動対策にも貢献しています。それだけでなく、窒素やリンの吸収源として水の安全保障や子供への課題活動の提供を通じた地域の環境教育への貢献等のコベネフィットを伴い、多くの社会課題への貢献に寄与しています。なお、山川町漁協組合では、自然共生サイトで採れた水産物に自然共生サイト認定マークを貼ることで、生物多様性の保全に貢献する場で採れた水産物であることのPRにも活用しています。

このように、30by30目標の達成を目指すことは、地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbSの基盤となる健全な生態系を確保するという観点からも重要であると言えます。

自然共生サイト「山川の海のゆりかご」



保全されているアマモ場
資料：山川町漁協組合



水産物へのロゴマーク掲出

各国もOECDの設定を進めており、現在、OECD国際データベースには、2025年3月末時点で14か国において、砂漠、海洋、自然林等様々なタイプのOECDが登録されています。我が国のOECDは、里地里山里海のように人が手を入れることによって維持されてきた自然環境や、生物多様性に配慮した持続的な産業活動が行われている地域など、人と自然が共生してきた場所に着目し、民間等によるボトムアップの制度を構築していることが特徴的です。GBFの2050年ビジョンは、愛知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」です。このような我が国のOECDの制度や考え方を積極的に国際発信することを通して、人が手を入れることによって維持される自然環境の重要性や、自然と共生する

第4節 炭素中立（ネット・ゼロ）

気候変動問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題です。我が国は、世界全体での1.5℃目標と整合的な形で、「2050年ネット・ゼロの実現」という目標を掲げ、この実現に向けて、「2030年度46%削減、さらに50%の高みに向けた挑戦の継続」、「2035年度60%削減」、「2040年度73%削減」という目標を掲げており、2023年度時点で2013年度比27.1%削減と着実に実績を積み重ねてきています。目標の実現に向けて、2025年2月に改定された地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画、さらには同月GX推進戦略を改訂する形で新たに策定されたGX2040ビジョン等に基づき、徹底した省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギーや原子力等の脱炭素電源を最大限活用するとともに、脱炭素成長型経済構造移行債を活用した20兆円規模の先行投資支援や、排出量取引制度の2026年度からの本格稼働等を始めとする成長志向型カーボンプライシング構想の速やかな実現・実行等、引き続きあらゆる施策を総動員していきます。

一方、2050年ネット・ゼロ実現に向け、気候変動対策が世界全体として着実に実施され、世界の気温上昇が1.5℃程度に抑えられたとしても、熱波のような極端現象や大雨等の変化は避けられないことから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動への適応や気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）への対応についても、緩和策と同様に喫緊の課題として取り組むことが必要です。このため、多様な関係者の連携・協働の下、気候変動適応法及び気候変動適応計画を礎として気候変動適応策を着実に推進していきます。

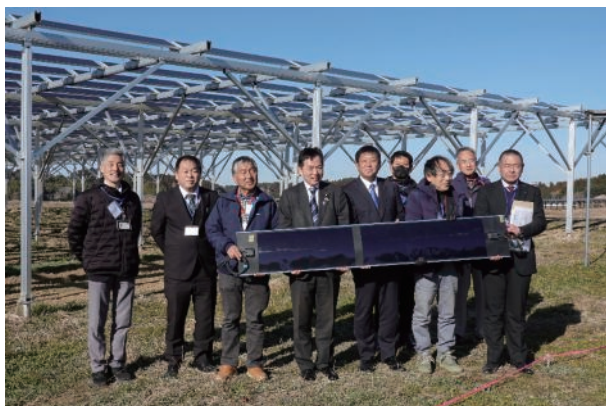
我が国が有する技術・ノウハウを活用し、官民で連携しながら、世界規模でのネット・ゼロの実現に貢献するとともに、新たな市場・需要を創出し、我が国の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められています。

1 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行

(1) 脱炭素先行地域づくり

2050年ネット・ゼロの実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」や「社会」分野での施策を中心に取りまとめた「地域脱炭素ロードマップ」（2021年6月国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき、脱炭素先行地域等の実現を進めています。脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域であり、全国で脱炭素の取組を展開していくためのモデルとなる地域です。2025年度までに少なくとも100か所選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに取組を実行します。これにより、農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を同時解決し、地方創生に貢献します。2024年度までに5回の募集により81の脱炭素先行地域を選定しています（写真2-4-1、写真2-4-2、図2-4-1）。

写真2-4-1 浅尾慶一郎環境大臣による脱炭素先行地域（千葉県匝瑳市：脱炭素先行地域第4回選定）の営農型太陽光発電の視察の様子



※手に持っているのは当地で実証中のペロブスカイト型太陽電池
資料：環境省

写真2-4-2 第5回脱炭素先行地域選定証授与式の様子



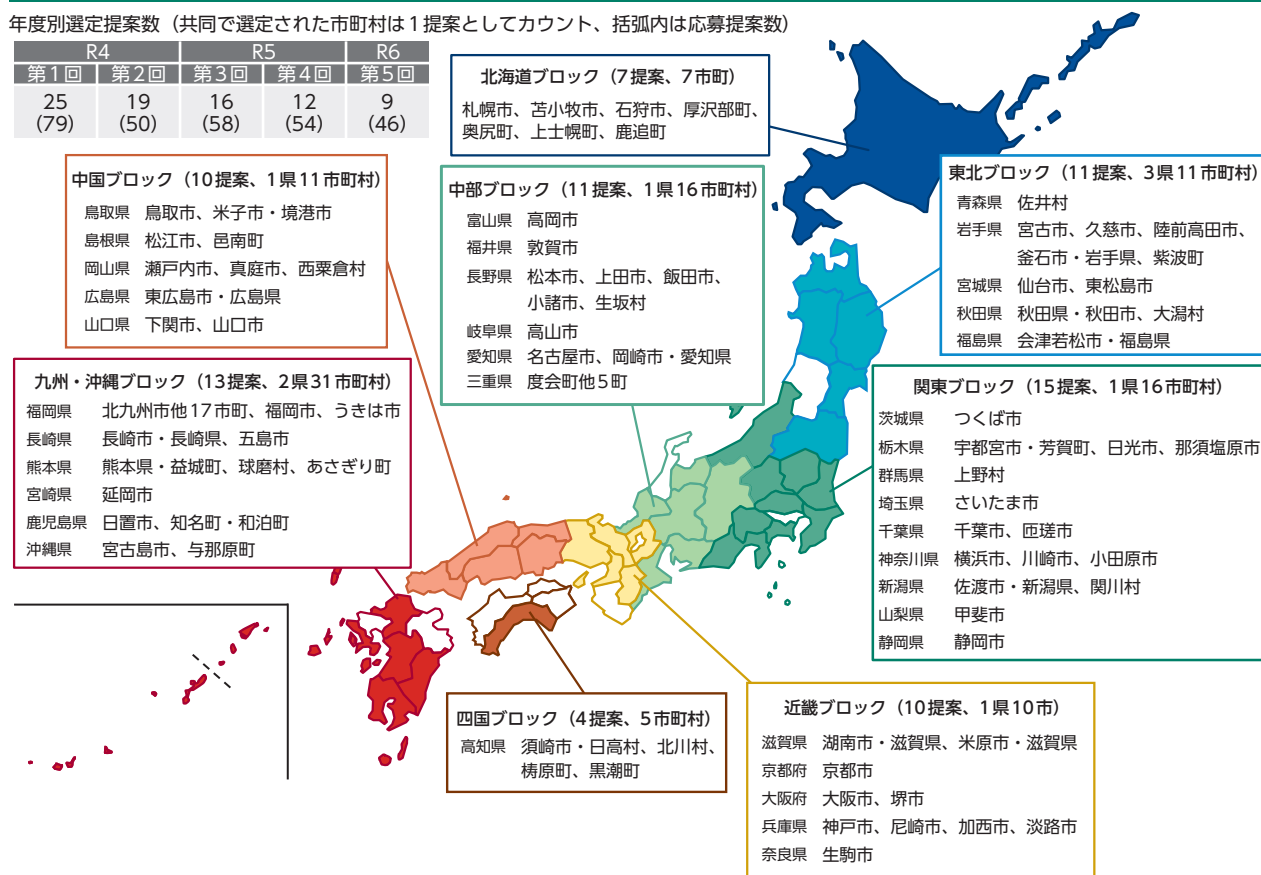
資料：環境省

図2-4-1 脱炭素先行地域の選考状況（2025年3月末時点）

脱炭素先行地域（81提案）

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)



資料：環境省

（2）重点対策加速化事業

「地域脱炭素ロードマップ」に基づくもう一つの施策の柱が、脱炭素の基盤となる重点対策加速化事業の全国展開です。2030年度目標及び2050年ネット・ゼロの実現に向けては、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進めることが必要です。あらゆる対策・施策を脱炭素の視点をもって取り組むことが肝要ですが、特に、屋根置きなど自

家消費型の太陽光発電の導入、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、ゼロカーボン・ドライブの普及等の脱炭素の基盤となる重点対策の複合実施について、国も複数年度にわたって包括的に支援しながら各地の創意工夫を凝らした取組を横展開し、全国津々浦々で実施していくことにしています。2024年度までに、「地域脱炭素推進交付金」にて、148の地方公共団体における脱炭素の基盤となる重点対策の加速化を支援しています。

(3) 人材、情報・技術、資金による包括的支援

地域の脱炭素化に向けて、国は、人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援していく方針です。

人材面では、環境省において、地域の脱炭素化を進める人材育成のための研修を行っているほか、地方公共団体と企業のネットワークを構築するためのマッチングイベントの開催、地方公共団体への「脱炭素まちづくりアドバイザー」の派遣を行っています。また、内閣府において、地方創生人材支援制度によりグリーン専門人材の派遣を行うほか、総務省と環境省において、自治大学校の協力を得て地方公共団体職員向けの地域脱炭素に係る研修を行うなど、関係省庁と連携して、人的な支援を行っています。

情報・技術面では、再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）により、地域再生可能エネルギーの案件形成の基盤として、自治体支援のためのサイトを改修するとともに、地域経済循環分析ツール等を提供し、再生可能エネルギーなど地域資源を活用し、地域のお金はどうすれば地域で循環するかという地域経済循環の考え方を普及させ、地方公共団体による地域に貢献する脱炭素事業の計画を促進しています。

資金面では、2022年度当初予算に創設した脱炭素先行地域づくりや脱炭素の基盤となる重点対策加速化事業を支援する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を拡充し、「地域脱炭素推進交付金」として2024年度当初予算に計上しており、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体を支援していきます。また、総務省において2023年度に創設した脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、2024年度から地域内消費を主たる目的とする場合、第三セクター等に対する補助金を対象に追加することとしました。加えて、地域における再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による脱炭素社会を見据えた計画の策定等を補助する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を実施しています。

国の積極支援に当たっては、地域の実施体制に近い立場にある国の地方支分部局（地方農政局、森林管理局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、地方環境事務所等）が水平連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げて機動的に支援を実施します。具体的には、各府省庁が持つ支援ツールと支援実績・事例等の情報を共有し、協同で情報発信や地方公共団体等への働きかけを行います。また、複数の主体・分野が関わる複合的な取組に対しては各府省庁の支援ツールを組み合わせる支援等に取り組みます。さらに、2022年度から、地方環境事務所に地域脱炭素創生室を創設することで、こうした関係府省庁との連携も通じた脱炭素先行地域づくりについて、地方公共団体が身近に相談できる窓口体制を確保し、相談対応や案件の進捗状況を地方支分部局間で共有しながら連携して対応しています。

さらに、これらの取組を始めとする地域脱炭素政策の今後については、2024年12月に「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、今後の地域脱炭素政策の方向性が示されています。これらに基づき、引き続き地域脱炭素の取組の加速化・全国展開を図っていきます。

(4) 再エネ促進区域

地域の脱炭素化を進めていく上では、再生可能エネルギーの利用の促進が重要ですが、一部の再エネ事業では環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないことなどに起因した地域トラブルが発生し、地域社会との共生が課題となっています。脱炭素社会に必要な水準の再エネ導入を確保するためには、再エネ事業について適正に環境に配慮し地域における合意形成を促進することが必要です。

このため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、再エネの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクトである地域脱炭素化促進事業が円滑に推進されるよう、市町村が再エネ促進区域の設定や、再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行されました。また、地域共生型再エネの導入促進に向けて、都道府県の関与強化による地域脱炭素化促進事業制度の拡充を含む「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）」が2025年4月に施行されました。2025年3月末時点で全国56か所の市町村で促進区域が設定されるとともに、環境保全と地域経済への発展等を考慮した地域脱炭素化促進事業計画の認定も始まるなど、広がりを見せつつあります。国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画の策定や、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等を行う取組への支援等とともに促進事業認定に向けた事業者の支援を行い、地域共生型・地域裨益型再エネ導入を促進していきます。

（5）住宅・建築物の脱炭素化

地球温暖化対策計画の中では、2030年度において、家庭部門は2013年度比で66%、業務その他部門では2013年度比で51%のエネルギー起源CO₂を削減する野心的な目標が設定されています。住宅・建築物は一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響することから、2050年ネット・ゼロに向けて、今から住宅・建築物の脱炭素化に取り組むことが不可欠です。

新築の住宅及び建築物に関しては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度から義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅及び建築物についてZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）^{ゼッチ}・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）^{ゼブ}基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施することとしています。これらの制度的措置に加え、新築される住宅及び建築物のZEH・ZEB化への支援や、国土交通省とも連携し、ZEH基準^{ゼッチ}の水準を大きく上回る省エネルギー性能を有する住宅に対する補助事業を実施しています。

また、全国に既に存在する住宅の約8割、ビルや学校等の建築物の約6割が現行の省エネルギー基準を満たしていません。これら膨大な数の住宅・建築物ストックの脱炭素化改修への投資は、新たな市場を創出し、経済成長にも資するものです。このため、経済産業省、国土交通省及び環境省では、GX予算も一部活用しつつ、既存の住宅及び建築物の省エネ性能向上のための補助事業を実施しています。特に既存住宅に関しては、経済産業省、国土交通省及び環境省の住宅の省エネリフォームのための補助事業をワンストップで利用可能とし、より一層の省エネリフォームの促進を図っています。

（6）モビリティの脱炭素化

我が国全体の二酸化炭素排出量の約2割は運輸部門から、3割以上は産業部門から排出されており、それらの部門からの排出量削減につながるモビリティの脱炭素化は、2050年ネット・ゼロ実現のために非常に重要です。

ネット・ゼロ実現に向けて、トラック・バス等の商用車については、8トン以下の車両は2030年までに新車販売に占める電動車（EV、PHEV、FCV等）の割合を20～30%とする、8トン超の車両は2030年までに電動車を5,000台先行導入するなどという目標を設定し、電動化を進めています。また、GX建設機械認定制度も活用しつつ、電動建設機械の導入・普及を促進しています。

船舶については、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の導入の促進に向けて、国内生産体制の整備支援に取り組んでいます。

(1) 公共施設における太陽光発電

2050年ネット・ゼロや2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画に示される我が国の温室効果ガス削減目標の実現に向けては、公共部門の率先した取組が重要です。特に太陽光発電については、2025年2月に改定した「政府実行計画」において、2030年度までに設置可能な政府保有の建築物等の約50%以上に、2040年度までに100%設置することを目指しており、各府省庁において導入に向けた取組を進めています。地方公共団体についても、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即した「地方公共団体実行計画」を策定した上で、政府実行計画に準じた取組を進めることとされており、こうした取組を促進するために、建築物のZEB化に資するシステム・設備機器や公共施設への太陽光発電設備・蓄電池等の導入支援等を行っています。また、自治体職員向けに、初期費用及びメンテナンスが不要であり、設備設計も民間提案とすることが可能である「第三者所有モデル」による導入についての手引きや事例集、公募要領のひな型等を公表しています。

これらの取組を円滑に進めるため、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を2023年9月に設置しました。連絡会議を通じ、公共部門における太陽光発電の導入容量に関する目標の設定、各府省庁の太陽光発電整備計画の策定、地方公共団体への支援策等の周知等を実施しました。

(2) 地域共生型再エネ

再生可能エネルギーの最大限導入に当たっては、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ事業を進めることが重要です。そのため、脱炭素と地域課題解決の同時実現を目指す脱炭素先行地域、重点対策加速化事業を始めとした地域主導の脱炭素の取組を、財政・人材・情報等の面から支援します。また、地域脱炭素化促進事業制度も活用しながら、地域共生型・地域裨益型の再生可能エネルギー導入を促進し、地域企業の脱炭素化支援を含めて地域共生型再エネの利活用を促進します（「1. 地域の脱炭素移行、建築物・モビリティの脱炭素移行」参照）。発電と営農が両立する営農型太陽光発電については、事業規律や適切な営農の確保を前提として、地方公共団体の関与等により適正性が確保される事業の導入の拡大を進めていきます。さらに、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の運用を通じて、事業者による適正な環境配慮が確保されるよう取り組んでいきます。

(3) ペロブスカイト太陽電池

日本発の技術として開発の進むペロブスカイト太陽電池は、軽量・柔軟という特徴を有し、耐荷重性の低い屋根や建物壁面等、従来の太陽電池では設置が困難だった場所への導入を可能とする次世代技術です。この技術の活用により、太陽光発電が直面する様々な課題を乗り越えながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大につながることが期待されています。ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向け、次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力の強化に向けた官民協議会において、2024年11月に「次世代型太陽電池戦略」が取りまとめられました。本戦略に基づき、ペロブスカイト太陽電池の継続的な需要の創出に取り組み、量産化による価格低減、更なる導入拡大につながる好循環を目指します。2025年2月には、政府実行計画を改定し、政府施設への率先導入を位置付けました。また、地方公共団体を含む需要家への導入支援を実施し、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出に取り組んでいきます。

(4) 自家消費型太陽光

初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）の達成を目指します。また、窓・壁等の設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入を促進していきます。

(5) 太陽光パネルの廃棄・リサイクル

太陽光パネルについては、2030年代後半以降に排出量が顕著に増加すると見込まれており、脱炭素化と循環経済への移行を共に進めていくためにも、リサイクルを促進することが重要です。2024年9月から、「中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会」と「産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ」の合同会議において、太陽光パネルの廃棄・リサイクルを確実に行うための仕組みについて議論し、2025年3月に「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、具体的な制度設計について検討を進めるとともに、リサイクルを促進するための環境整備を進めていきます。

(6) 浮体式洋上風力の利活用

遠浅の海域の少ない我が国では、水深の深い海域に適した浮体式洋上風力の導入拡大が重要です。長崎県五島市の実証事業において風水害にも耐え得る浮体式洋上風力が実用化されたことを活かし、確立した係留技術・施工方法を基に普及啓発を進めています。浮体式洋上風力の導入に当たっては、環境保全・社会受容性の確保や、維持管理や使用後の破棄など多様な観点からの検討が不可欠です。今後、脱炭素化と共に自立的なビジネス形成が効果的に推進されるよう、エネルギーの地産地消を目指す地域における浮体式洋上風力発電の導入計画策定の支援や漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システムの実証に取り組みます。

事例



既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業

「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業」では、地域資源である再エネ等を活用し、水素供給に必要なコストを低減することで、地産地消型の水素サプライチェーンモデルを構築することを目指しており、現在、北海道苫小牧市、室蘭市、福島県浪江町、大阪府大阪市の4地域で実証事業を行っています。

そのうち、浪江町では、太陽光発電を利用した水素製造施設である「福島水素エネルギー研究フィールド」より出荷されたグリーン水素を、町内に設置した燃料電池やFCV等の水素を利活用できる設備の燃料として利用するほか、水素需給量・搬送状況を考慮した最適搬送管理システムを町の水素利用プラットフォームとして構築し、サプライチェーンの全体管理・最適化を目指す実証を行っています。また、室蘭市では、市が所有する風力発電所の電力を活用して製造した水素を、既存のLPガス配送トラックに混載可能な円筒型水素吸蔵合金タンク（MHタンク）に充填し、高压ガス関係法令に抵触しない低压で配送し、大学職員宿舎に設置された燃料電池、小規模食堂や宿泊施設における水素ボイラー等において利用するサプライチェーン構築の実証を行っています。

既存インフラ水素実証事業事例（北海道室蘭市）



資料：環境省

既存インフラ水素実証事業事例（福島県浪江町）



資料：環境省

(7) 風力発電に係る環境影響評価制度の適正な在り方

再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に当たっては、地域における合意形成を図り、環境への適正な配慮を確保することが重要であり、環境影響評価制度の重要性はますます高まっています。

とりわけ風力発電については、今後も更なる導入拡大が期待されている一方で、地域によっては、環境影響等への懸念が高まっている状況にあります。

このような中、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」における審議を経て、2024年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（一次答申）」が取りまとめられ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電に関し、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で促進区域等を指定するとともに、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みの必要性などが示されました。この結論を踏まえ、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

また、陸上風力発電に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方に対する結論を得るため、中央環境審議会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」及び「環境影響評価制度小委員会」における審議を経て、2025年3月、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）」と「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」が取りまとめられ、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開などの必要性が示されました。この結論を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会に提出しました。

(8) 地熱

地熱発電は、発電量が天候等に左右されないベースロード電源となり得る再生可能エネルギーであり、我が国は世界第3位の地熱資源量を有すると言われていたことなどから、積極的な導入拡大が期待されています。しかし、地下資源の開発はリスクやコストが高いこと、地熱資源が火山地帯に偏在しており適地が限定的であること、自然環境や温泉資源等への影響懸念等の課題もあります。このような状況を踏まえて、守るべき自然は守りつつ、地域での合意形成を図りながら、自然環境と調和した地域共生型の地熱利活用を促進する観点から、環境省は2021年4月に「地熱開発加速化プラン」を発表し、9月に自然公園法及び温泉法の運用見直しを行いました。引き続き同プランに基づき、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定の促進、温泉モニタリング等の科学的データの収集・調査を行うことによって、地域調整を円滑化し、全国の地熱発電施設数の2030年までの倍増と最大2年程度のリードタイムの短縮を目指しています。

3 電力部門の脱炭素化に向けた取組

電力部門におけるCO₂排出係数が大きくなることは、産業部門や業務その他部門、家庭部門における省エネの取組（電力消費量の削減）による削減効果に大きく影響を与えます。このため、電力部門の取組は、脱炭素化に向けて非常に重要です。

再生可能エネルギー、原子力等の脱炭素電源を最大限活用するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向けて、火力発電から大気中に排出されるCO₂を実質ゼロにしていくことが必要です。特に、石炭火力発電は安定供給性と経済性に優れていますが、CO₂排出係数は最新鋭のものでも天然ガス火力発電の約2倍となっています。一方で、火力発電は、東日本大震災以降の電力の安定供給や電力レジリエンスを支えてきた重要な供給力であるとともに、現時点の技術を前提とすれば、再生可能エネルギーを最大限導入する中で、再生可能エネルギーの変動性を補う調整力としての機能も期待されることを踏まえ、安定供給を確保しつつ、その機能をいかにして脱炭素電源に置き換えていくかが鍵となります。

このため、2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画に示される温室効果ガス削減目標の実現に向けては、火力全体で安定供給に必要な発電容量（kW）を維持・確保しつつ、非効率な石炭火力発電を中心に発電量（kWh）を減らしていくことが重要です。G7では、各国のネット・ゼロの道筋に沿って、2030年代前半、または、気温上昇を1.5度に抑えることを射程に入れ続けることと整合的なタイムラインで、排出削減対策が講じられていない既存の石炭火力発電をフェーズアウトすることで一致しました。

電力部門の脱炭素化に向けた取組として、具体的には、非効率な石炭火力発電について、省エネ法の規制強化により最新鋭のUSC（超々臨界）並みの発電効率（事業者単位）をベンチマーク目標として設定するとともに、バイオマス等について、発電効率の算定時に混焼分の控除を認めることで、脱炭素化に向けた技術導入の促進につなげていくほか、容量市場においては、2025年度オークションから、一定の稼働率を超える非効率な石炭火力発電に対して、容量市場からの受取額を減額する措置を導入するなど、規制と誘導の両面から措置を講じることにより非効率な石炭火力発電のフェードアウトを着実に推進していきます。また、大手電力等は火力の脱炭素化計画を毎年度作成するとともに、経済産業省は全事業者を統合した形で2030年に向けたフェードアウトの絵姿を公表することとしています。

さらに、2050年ネット・ゼロに向けては、グリーンイノベーション基金等も活用して、水素・アンモニアの混焼・専焼化やCO₂回収・有効利用・貯留（CCUS／カーボンリサイクル）の技術開発・実装を加速化し、脱炭素型の火力発電に置き換える取組を推進していくこととしています。

中でも、我が国では、2023年3月に取りまとめられた「CCS長期ロードマップ」において、2030年までに事業開始に向けた事業環境を整備し、2030年以降に本格的にCCS事業を展開することを目標としています。また、2023年6月に取りまとめられた「カーボンリサイクルロードマップ」において、化石燃料等の燃焼に伴う排ガス中のCO₂を資源として捉え、化学品や燃料、鉱物といった新たな有価物に転換して社会で活用することでカーボンニュートラル社会の実現に貢献することとしており、CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装のため、モデル事業等を通じ、商用化規模の早期の技術確立を目指し、普及に向けた取組を加速化していきます。環境省では、商用規模の火力発電所におけるCO₂分離回収設備の建設・実証により、CO₂を分離回収する場合のコストや課題の整理、環境影響の評価等を実施するほか、カーボンリサイクル技術を地域社会で活用するモデル構築等の検討を実施しています。

4 二国間クレジット制度（JCM）、環境インフラ海外展開

我が国は、グローバルサウス等のパートナー国で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG削減・吸収の効果を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み（二国間クレジット制度：JCM）を展開しており、これまで270件以上のプロジェクトを実施しています。2024年10月にラオス・ビエンチャンで開催された第2回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合において採択された「今後10年のためのアクションプラン」でも、AZEC内でのJCMパートナー国の拡大を含めた質の高い炭素市場に関する協力が盛り込まれました。また、こうしたJCMの活用促進に向けて、クレジットの発行手続き等を法定化する「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）」が2024年6月に成立し、2025年4月1日に同法に基づく指定実施機関「日本政府指定JCM実施機構」（英名：The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan）が発足しました。

また、パリ協定第6条に沿ったJCMを含む市場メカニズムの構築のため、COP27において我が国が主導して立ち上げた「パリ協定6条実施パートナーシップ」（2025年1月末時点、86か国、200以上の機関が参加）による各国の実施体制の構築支援等を行っています。世界各国でJCMを含む市場メカニズムの活用と炭素市場がますます拡大していくことが期待され、今後も国際的な連携を更に強化しながら、各国の6条実施に対する支援を拡大していきます。

また、官民連携の枠組みとして、2020年9月に設立した環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)を活用し、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業の活動を後押ししていきます。具体的な活動として、セミナーや展示等を一体的に開催する「環境ウィーク」の開催、現地情報へのアクセス支援、日本企業が有する環境技術等の海外発信、タスクフォース・相談窓口の運営等を通じた個別案件形成・受注獲得支援を行っています。

さらに、環境省水素等新技術導入事業では2023年度から、これまでJCMを通じた事業化の実績のない先進的な技術導入を目的とした実証事業として、モンゴルにおけるグリーン水素の実証事業やタイにおけるペロブスカイト太陽電池の実証事業を実施しています。また、水田から排出されるメタン削減に資する水管理技術とJCMとを組み合わせるための具体的手法(方法論)をフィリピンと共同で開発し、現地でプロジェクトが開始されました。加えて、2025年度より、脱炭素だけでなく他の環境課題・社会課題等を相乗的に解決するためのJCM事業の案件形成に向けた実証事業を開始しました。

これらの取組を通じて、「脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現」及び「多様な道筋によるネット・ゼロ実現」との「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC)原則の下でのAZECの取組にも貢献するなど、世界全体、とりわけアジアの脱炭素化に貢献し、気温上昇を1.5℃に抑制するために、できるだけ早く、できるだけ大きな削減を実現できるよう貢献していきます。

事例



神奈川県横浜市とタイ・バンコク都による脱炭素社会実現のための都市間連携事業

環境省では、我が国と海外の自治体が連携し、脱炭素プロジェクトの形成や制度構築支援等をパッケージで展開する「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を2013年度から実施しています。2022年度に開始した横浜市とバンコク都の都市間連携事業では、現在、バンコク都のエネルギーアクションプランを策定し、[1] エネルギー効率の改善、[2] 再生可能エネルギーへの移行、[3] 持続可能な交通の促進、という3つの戦略の下、バンコク都保有施設及びバンコク都内の民間企業における対策を進めています。これまでに、民間企業交流のプラットフォームの提供、「タイのアルミインゴット生産工場への高効率システム導入による生産性改善」、「亜熱帯地域におけるペロブスカイト太陽電池システムの実証事業」といったJCM事業の実現など協力の成果を上げています。

なお、横浜市は、2013年にバンコク都と環境分野の技術協力に係る覚書に署名して以来、JICAと連携した技術研修や気候変動マスタープラン策定に係る協力を行ってきたほか、アジア・スマートシティ会議を主催しており、2024年10月に横浜で開催された第13回目となる会議には2,200人以上が出席し、39の海外都市・政府機関等が賛同するアジアのグリーン社会の実現に向けた横浜宣言が行われました。